

高額医療・高額介護合算制度の申請受付が始まります

医療保険と介護保険、両方の年間の自己負担額を合計して基準額を超えた場合には、申請により超えた分が「高額医療・高額介護合算制度」により支給されます。支給を受けられるのは各医療保険における世帯内で、医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯などが対象で、世帯内の被保険者の方全員が、年間（8月1日～翌年7月31日）に支払った医療保険・介護保険の自己負担額が表の基準額を超える場合に、その超えた金額が支給されます。

平成23年度分（平成23年8月1日～平成24年7月31日）の申請は8月1日から受付を開始します。申請書の受付はお持ちの医療保険の窓口で行います。なお、国民健康保険、後期高齢者医療以外の医療保険の方は介護保険への申請も必要となります。

注意事項

○福祉用具購入費、住宅改修費の1割負担分、高額療養費、



高額介護サービス費および食費・居住費・差額ベッド代などは合算の対象外です。

○限度額を超えた額が500円未満の場合は支給されません。

○基準額が低所得者Ⅰの世帯のうち世帯全員が70歳以上で介護保険の利用者が複数いる場合は、医療分の基準額は低所得者Ⅰですが、介護分の基準額は低所得者Ⅱで計算されます。

○国民健康保険で70歳未満の方と70～74歳の方が同じ世帯の場合、自己負担額を合算することができます。この場合の計算方法は、まず、70～74歳の世帯の限度額を適用して自己負担額を計算し、この自

高額医療・高額介護合算制度自己負担基準額

	後期高齢者医療 +介護保険	国民健康保険+介護保険	
		70～74歳の世帯	70歳未満の世帯
現役並所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	126万円
一般	56万円	56万円	67万円
低所得者 (住民税非課税)	Ⅱ	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	

己負担額に70歳未満の合算対象額を加えて世帯の自己負担額を計算します。

○70歳未満の方の医療費を次のとおり計算した結果、月額2万1千円以上となった場合に合算対象額となります。

・月の1日から末日まで、暦月ごとの受診について計算。

・1つの病院、診療所ごとに計算。

・同じ病院で、内科などと歯科がある場合、歯科は別計算。

保育園を開放します

地域の保育園にあそびに来ませんか。



- 日時 9月と10月、週1回9時～11時ころまで。
- 対象 生後3か月～入学前の子どもの保護者。
- 参加料 無料。ただし、傷害保険料など1人820円がかかります。
- 申込 はがきまたは封書に参加希望園名、郵便番号、住所、保護者と子どもの氏名（ふりがな）、子どもの生年月日（年齢を確認するため）、性別、電話番号を記入の上、8月14日(火)（必着）までに参加希望園（1園のみ）へ郵送で申し込みください。応募者多数の場合は、初めての方を優先します。（電話、ファクスの受付はしません。）
- 抽選 応募多数の場合は、各保育園にて抽選を行います。

【詳細】 参加希望する保育園へ。

保育園名	住所	電話	対象児	実施曜日
白樺保育園	野幌末広町 14-2	☎ 383-1222	2歳～入学前まで	木曜日
つくし保育園	上江別東町 15-2	☎ 383-0405		木曜日
東光保育園	東光町 47-1	☎ 382-5055		火曜日
若草乳児保育園	野幌町 7-12	☎ 383-2328	生後3か月～2歳未満	水曜日
やよい保育園	弥生町 18-2	☎ 383-5397	生後3か月～入学前まで	水曜日

・1つの病院、診療所でも通院と入院は別計算。

・保険がきかない診療行為や差額ベッド料、食事代は支給の対象外。

【詳細】

【国民健康保険に関すること】
 国保年金課国保給付係 ☎ 381・1067

1028

【後期高齢者医療に関すること】
 医療助成課高齢者医療係 ☎ 381・1403

【介護保険に関すること】
 介護保険課介護給付係 ☎ 381・1067

特別障害者給付金と若年者納付猶予制度

特別障害給付金の請求

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障がいのある方が対象です。

①対象者

- ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象だった学生。
- ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合などの加入者の配偶者。

先に該当する方で国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1、2級相当の障がいがある方（65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限りません）。

②支給額

- 1級月額4万9500円。
- 2級月額3万9600円。
- ・支給額は毎年物価の変動に応じて改定されます。
- ・本人の所得によつては、支給が制限される場合があります。

・老齢年金などを受給している場合は、支給制限がありません。

す。

- ・支払いは、年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）です。

③窓口

・請求の窓口は、国保年金課ですが、障がいの認定などの審査、支給事務は日本年金機構 構北海道ブロック本部で行います。

④注意事項

・給付金は、請求のあった月の翌月分から支給します。請求が遅れた場合は、さかのぼつて支給されませんので、早めに請求してください。

- ・障がい認定事務は、過去の状況の確認などで時間がかかる場合があります。
- ・個々の事例にもよります。

が、支給決定まで数か月必要となりますので、あらかじめご了承ください。

・老齢年金などを受給している場合は、支給制限がありません。

381・1028）または、新

表1

世帯構成	所得（収入）のめやす	()内は給与所得者の年収ベース。
単身世帯	57万円(122万円)	
夫婦2人世帯※	92万円(157万円)	
夫婦と2子の4人世帯※	162万円(257万円)	※夫婦一方が被扶養者の場合

さつぽろ年金事務所 ☎ 9313）へ

若年者（30歳未満）納付猶予制度

現在の保険料免除制度では、本人の所得が低くても同じ世帯の世帯主の所得が高いと保険料の納付は免除になりません。

このため、一般に収入の少ない若年者（30歳未満）に限つて世帯主の所得を問わずに、本人および配偶者の所得が全額免除基準（表1参照）に該当する場合、保険料の納付が猶予される制度があります。

- ① 猶予された保険料は、10年以内であればさかのぼつて納めること（追納）ができ、追納した場合、老齢基礎年金の金額に反映されます（猶予を受けた期間から3年度目以降に追納した場合は、保険料に加算金がつきます）。
- ② 未納とは違い、障害基礎年金受給の際の受給資格期間に算入されます。

③ 納付猶予制度の承認期間は7月から翌年6月までです。

381・1028

お盆のお墓参り

供物・ごみは持ち帰りましょう

例年、水のみ場付近に枯れた花などのごみが捨てられています。ごみは必ずお持ち帰りください。

（盆菓子などは、8月17日（金）20日（月）に回収します。）

また、墓参客が集中するお盆には、線香のにおいが周辺の住宅街など広範囲に立ち込めます。においや煙の少ない線香も販売されていますので、周辺の住環境に配慮した線香の使用にご協力ください。

お車で越しの方へ

8月11日（土）～15日（水）まで、やすらぎ苑周辺は一方通行や通行止めなどの交通規制を行います。指定場所以外は駐車禁止となりますので標識や案内板に従ってください。

また、昼時は墓参客が集中し渋滞します。お墓参りの際は混雑する時間帯を避けるか、臨時バスをご利用ください。

なお、墓地周辺の道幅の狭い生活道路への立ち入りや駐



車は、騒音などで周辺住民の迷惑となるほか、交通事故の原因にもなりますのでご遠慮ください。

◎臨時バスを運行

中央バスでは、8月12日（日）～15日（水）まで、江別駅～やすらぎ苑間の臨時バスを運行します。

▽コース

江別駅→江別郵便局→第三小学校→青年センター→2番通3丁目→3番通3丁目→やすらぎ苑。

▽運賃

大人180円、子ども90円。

▽運行時間

① 往路（江別駅発） 9時～15時まで20分おき。

② 復路（やすらぎ苑発） 9時20分～15時20分まで20分おき。

381・1018